

貨物の輸出	外国為替及び外国貿易法		役務取引
6条 定義 一 十五「貨物」とは 48条 輸出の許可・承認 1 特定の地域向／特定の貨物の許可 2 特定の地域向以外／特定の貨物の許可 3 特定の地域向／特定の貨物の承認 53条 制裁 1 48条1項の無許可輸出： 3年以内、貨物の輸出又は技術の提供を禁止 2 上記以外の輸出入違反： 1年以内、輸出又は輸入を禁止 ※10条1項関連は3年以内禁止 3 1項と2項の個人の違反者に対し、同業種法人の役員等になることを禁止 4 1項と2項の違反者の役員や使用人等に対し、同業種法人を新設することを禁止	5条 適用範囲 10条 閣議決定 1 閣議決定（25条6項、48条3項等） 2 前項に対する国会の承認 55条の8 主務大臣の報告を求める根拠 55条の10 輸出者等遵守基準 1 輸出者等遵守基準の設定義務 2 輸出者等遵守基準に定める事項 3 特定重要貨物等とは 4 輸出者等遵守基準の遵守義務 55条の11 経済産業大臣の指導及び助言 55条の12 勧告及び命令 1 経済産業大臣の勧告 2 経済産業大臣の命令 55条の13 行政手続法の適用除外 67条 許可等の条件 68条 立入検査	6条 定義 一 五「居住者」とは 六「非居住者」とは 25条 役務取引等の許可 1 特定技術を特定国で提供する取引、特定国の非居住者に提供する取引 3 25条1項の補充規制（特定記録媒体等の輸出など） 4 仲介貿易取引（貨物の売買、貸借、贈与） 25条の2 制裁 1 25条1項の無許可取引： 3年以内、貨物の輸出又は技術の提供を禁止 2 25条3項の無許可取引・行為： 1年以内、貨物の輸出又は技術の提供を禁止 3 25条4項の無許可の仲介貿易取引： 3年以内、仲介貿易取引、輸出の禁止	

輸出貿易

1条 輸出の許可

1 法48条1項の貨物：別表第1中欄に掲げる貨物の輸出、仕向地：下欄の地域
2 許可申請の義務

2条 輸出の承認

1 一 別表第2に掲げる貨物の輸出、仕向地：下欄の地域
一の二 別表第2の2に掲げる貨物の輸出、仕向地：北朝鮮

4条 特例

1 法48条1項の適用除外（別表第1の1の項中欄の貨物を除く）
一 仮陸揚げ貨物
二 次のイ～ヘに該当する貨物

イ 外国貿易船、航空機の自己用船用品、航空機用品
ロ 修理を要する航空機の安全機器等の無償輸出
ハ 国際機関が条約その他の国際約束により輸出する貨物
ニ 本邦の大使館等に送付する公用の貨物

ホ 無償で再輸出する貨物（輸入先へ）
ヘ 無償で再輸入する貨物（輸出先へ）

三 キャッチオール規制（対象：別表第1の16の項に掲げる貨物、仕向地：別表第3地域以外）
イ 大量破壊兵器キャッチオール規制の客観要件（用途要件＋需要者要件）
ロ 大量破壊兵器キャッチオール規制のINFORM要件
ハ 通常兵器キャッチオール規制の用途要件（別表第3の2地域のみ対象）
ニ 通常兵器キャッチオール規制のINFORM要件

貨物等省令（リスト規制＋キャッチオール対象品目）

品目	政令令		省令	
	貨物	技術	貨物	技術
	輸出省令1 外為令別項番	項番	項番	貨物等省令 条番
兵器	1	1	-	-
核兵器・原子力	2	2	1	15
化学兵器	3	3	2	15の2
生物兵器	3の2	3の2	2の2	15の3
ミサイル	4	4	3	16
先端材料	5	5	4	17
材料加工	6	6	5	18
エレクトロニクス	7	7	6	19
コンピュータ	8	8	7	20
通信・輸送	9	9	8	21
センサー・レーザ	10	10	9	22
航法	11	11	10	23
海洋	12	12	11	24
推進装置	13	13	12	25
その他（軍用品）	14	14	13	26
機密品目	15	15	14	27
キャッチオール規制品目	16	16	-	28

無償告示

17条 役務取引の許可等

1 法25条1項の技術：別表中欄に掲げる技術提供、提供地：下欄の地域

2 特定記録媒体等の輸出など

3 仲介貿易取引（貨物の売買、貸与、贈与）

一 輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物

二 輸出貿易管理令別表第1の2の項～16の項中欄に掲げる貨物（船積地・仕向地：別表第3地域以外）

イ 大量破壊兵器キャッチオール規制の客観要件

ロ 大量破壊兵器キャッチオール規制のINFORM要件

4 法25条1項、4項の許可申請義務

5 特例：経済大臣が指定する許可を要しない取引

18条の2 税関長の確認等

1 17条2項の許可の要否に関する税関長の確認

2 税関長の1項の結果通知 → 経済産業大臣

3 法25条の2 1項～3項の処分の通知：経済産業大臣 → 税関長

18条の8 報告

27条 核兵器等の開発等に用いられるおそれが特に大きい技術等

1 法69条の6 2項一号で定めるロケットまたは無人航空機

2 法69条の6 2項一号の技術 **別表 リスト規制＋キャッチオール対象品目**

外国為替令

輸出貿易管理規則	輸出貿易管理令（貿易関係貿易外取引等に関する省令）
1条 許可及び承認申請 1 一 輸出許可申請書の提出（⇒「別表第1様式」） 二 輸出承認申請書の提出（⇒「別表第1の2様式」、「別表第1の2の2」） 三 輸出許可・承認申請書の提出（⇒「別表第1の3様式」、「別表第1の3の2」） 4 輸出許可証・輸出承認証の交付 1条の2 電子情報処理組織使用による許可の系統等 1条の3 申請者の届出 2条 税関長委任貨物の承認申請 2条の2 特別の許可及び承認の申請手続	1条 許可申請の手続 1 三 役務取引許可申請書（別紙様式第3） 三の二 特定記録媒体等輸出等許可申請書（別紙様式第3の2） 四 仲介貿易取引許可申請書（別紙様式第4） 2 許可申請書の添付書類 3 許可証の交付 1条の2 電子情報処理組織を使用した許可の手続等 1条の3 申請者の届出 2条 有効期間の延長の手続等 1 有効期間：許可日後6箇月 2 1と異なる有効期間又は延長可 3 期間延長又は内容変更申請（別紙様式5） 4 前項の添付書類 5 延長許可証・変更許可証の交付 6 次条フレキシブルディスクによる手続に基づく許可証の交付 2条の2 電子情報処理組織を使用した有効期間の延長の手続等 3条 フレキシブルディスクによる手続 7条 特別の許可の申請手続 9条 許可を要しない役務取引等 1 令17条2項の経済産業大臣が指定する行為 一 次項各号の取引の行為 二 法25条1項の許可を受けた者が行う当該許可に係る取引の行為 2 令17条5項の経済産業大臣が指定する取引 四 法25条1項の許可を受けた技術提供（提供者 → 利用者） 五 外国間等技術取引：外国為替令別表の1の項の技術 六 外国間等技術取引：外国為替令別表の2～16の項の技術 七 キャッチオール規制 （対象：別表の16の項に掲げる技術、提供地：輸出令別表第3以外） イ 大量破壊兵器キャッチオール規制の客観要件（用途要件＋需要者要件） ロ 大量破壊兵器キャッチオール規制のINFORM要件 ハ 通常兵器キャッチオール規制の用途要件（輸出令別表第3の2地域のみ対象） ニ 通常兵器キャッチオール規制のINFORM要件 八 削除 九 公知の技術 十 基礎科学分野の研究活動 十一 工業所有権の出願又は登録 十二 貨物の輸出に付随する必要最小限の使用の技術 十三 プログラムの提供に付随する必要最小限の使用の技術 十四 イ 市販プログラム ハ 貨物と同時に提供される貨物専用の使用プログラム ニ バグ修正等のプログラム ホ 貨物の輸出に付随する振付等の必要最小限のプログラム ヘ 提供したプログラムに付随するインストール等の必要最小限のプログラム 十六 国際標準の策定のための国際会議で暗号メカニズム等の提供 10条 報告 3 告示等による報告書の徴収 4 報告書の提出義務

運用通達	役務通達
0 輸出貿易管理の対象 0-1 輸出の貨物の範囲 0-2 輸出の時点 1 輸出の許可 1-0 根拠 1-1 輸出の許可 (1)輸出許可事務の取扱い：別表第1の事務取扱区分により、安全保障貿易審査課若しくは局の商品輸出担当課又は税関長 (2)輸出許可申請 (イ)申請者 (ロ)輸出許可申請書（2通） (ハ)添付書類 (a)申請理由書（1通）（注）輸出許可・役務（プログラム）取引許可申請内容明細書 (b)契約書（1通）（政府の許可後、契約発効の条件盛込） (c)その他提出書類（カタログ及び仕様書等） (d)添付書類の写しに関する原本証明書 (二)輸出許可申請書の記入要領に関して (ホ)経済産業大臣が求める（ロ）（ハ）以外の書類の提出義務 (3)輸出許可証の訂正、変更、分割、再交付 (4)輸出許可の適用除外 (5)総価額の取扱い (6)総価額への換算 (7)(イ)輸出令別表第1の1の解釈 除外 他の貨物の部分をしているもので、当該他の貨物の主要な要素となっていない又は分離しがたいと判断されるもの (ハ)成分表等の発行者 (二)輸出許可 (a)輸出許可基準 (b)許可の条件 (c)別表第1の3の項(1)基準 (d)別表第1の3の項(1)一部貨物の申請期限 (e)包括許可の輸出許可基準 (8)輸出令別表該当非該当の判定（税関向け） 2 輸出の承認 2-1 輸出の承認 (1) 輸出承認事務の取扱い：別表第2の事務取扱区分により、本省若しくは局の商品輸出担当課又は税関長 (2) 輸出承認申請 輸出承認申請書（2通） （輸出許可と併せて申請する場合には、輸出規則第1条第1項第3号に規定している輸出許可・承認申請書（2通）） 申請理由書（1通） 契約書の写し（1通） (3) 輸出承認証の訂正、変更、分割、再交付 (5) 輸出承認の適用除外 4 特例 5 税関の確認等：輸出申告時に輸出許可証、輸出承認証 その他の書類の提出又は提示 7 輸出の事後審査 8 許可及び承認の有効期間 11 報告 12 権限の委任	1 役務取引・特定記録媒体等輸出等許可の対象 (1) 許可を受けなければならない取引の範囲 (2) 許可を受けなければならない特定記録媒体等輸出等の範囲 (3) 用語の解釈 (4) 許可を必要とする時点 2 役務取引・特定記録媒体等輸出等の許可 (1)根拠法令及び事務の取扱い (2)許可の申請 (3)期間延長又は内容変更の申請 (4)輸出許可申請と同時に行う申請 (5)役務取引の許可 (a)役務取引許可の基準 (b)必要な条件 (c)輸出令別表第1の3の項(1)の役務の許可基準 (d)包括役務取引許可の許可基準 (6)内蔵プログラムの除外 3 税関長の確認等：令18条の2関連 1 確認の時期等 2 確認の書類 3 確認の内容 別紙1 外為令別表中解釈を要する語 別紙1-2 クラウドの解釈 別紙1-3 特定類型該当性判断のガイドライン 別紙1-4 特定類型該当性の契約書の例 別紙2-2 役務取引許可事務の取扱区分 別紙3 役務取引許可申請書の添付資料等 別紙4 役務取引許可の有効期限の延長申請又は許可証の内容変更申請書の添付資料等

貿易外省令10条3項に基づく重要管理対象技術（告示）

① 積層セラミックコンデンサ（MLCC）

② SAW・BAW フィルタ

③ 電解銅箔

④ 誘電体フィルム

⑤ チタン酸バリウム粉体

⑥ 炭素繊維

⑦ 炭化ケイ素繊維

⑧ フォトリソ

⑨ 非鉄金属ターゲット

⑩ SEM及びTEM